

秩父市農業委員会 令和2年 第4回 定例総会 議事録

1 会 期 令和2年4月22日(水) 午後2時00分から
同 日 午後3時18分まで

2 議 場 秩父市歴史文化伝承館 2階 ホール [秩父市熊木町]

3 出席した委員(11人)

会 長	12番	条 東 男
会長職務代理者	2番	横 田 友
会長職務代理者	3番	高 橋 信 之
委 員	1番	新 井 初 男
委 員	5番	富 田 和 雄
委 員	6番	石 橋 総一郎
委 員	7番	新 田 恭 一
委 員	8番	豊 田 恵 男
委 員	9番	加 藤 勝 市
委 員	11番	豊 田 辰 夫
委 員	13番	彦久保 利 平

4 欠席した委員(なし)

委 員	4番	高 野 忠 財
委 員	10番	黒 澤 元 国

5 議事日程

日程第1	開 会 ・ 開 議
日程第2	議 事 日 程 の 報 告
日程第3	総 会 成 立 の 報 告
日程第4	議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
日程第5	審 議 議 案 の 報 告
日程第6	議 案 審 議

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)

- | | | |
|--------|----------------------|-------|
| 議案第21号 | 農地法第4条の規定による許可申請について | (4件) |
| 議案第22号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | (11件) |
| 議案第23号 | 農用地利用配分計画の意見について | (1件) |

日程第7 閉 議 ・ 閉 会

6 出席した農地利用最適化推進委員（3人）

第1区域	吉川稔		
第5区域	番場誠二	齋藤武志	

7 出席を求めなかった農地利用最適化推進委員（11人）

第1区域	浅見健		
第2区域	笠原広久	小林弘	
第3区域	田口俊夫	小久保健司	
第4区域	新井一郎	大島正一	
第5区域	高岸義雄	引間勲	
第6区域	千島初夫	長谷川満	

8 農業委員会事務局職員

事務局長	上林晃	主席主幹	小嶋祥弘
参 与	高野明生	主 事	岩田直樹
主席主幹	新井幸男		

9 会議の概要

日程第1 開 会 ・ 開 議

議長（条会長） ただいまから、秩父市農業委員会 令和2年 第4回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議 事 日 程 の 報 告

議長（条会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総 会 成 立 の 報 告

議長（条会長） 本日は4番 高野忠財委員、10番 黒澤元国委員から欠席の通告がありました。よって、在任する委員定数の過半数を超えており、定足数に達しておりますので、秩父市農業委員会 会議規則 第6条の規定により、総会は成立しております。

なお、農地利用最適化推進委員の今回担当委員以外は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席を求めませんでした。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（条会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（条会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

7番 新田恭一委員 及び 8番 豊田恵男委員のお二人にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小嶋主席主幹及び岩田主事を指名いたします。

日程第5 審議議案の報告

議長（条会長） 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

上林事務局長 議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

表紙裏面の目次、及び9ページの議案第24号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について、次に、2ページの議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について 番号2を、削除してください。

それでは、令和2年 第4回 定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について が2件、議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について が4件、議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について が11件、議案第23号 農用地利用配分計画の意見について が1件、以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（条会長） ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

日程第6 議 案 審 議

議案第20号上程 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)

議長(糸会長) これより議案の審議に入ります。議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

高野参与 番号1について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地等は、議案書記載のとおりです。

案内図の1ページをご覧ください。

申請地は、別所 字 花ノ木 田 1筆、畑 2筆の2,643平方メートルで、別所運動公園の南西690メートル付近に位置し、平成31年相続により取得した土地です。

申請事由ですが、新規就農に伴う農地の取得です。

譲受人は会社勤めをしておりますが、将来を見据え農地を取得し、新規就農を予定しています。

現在農地は所有しておらず、農作業歴も無いとのことですが、県立の農業高校を卒業していることから農業技術修学歴は3年あります。

申請者との面談につきましては、時節柄申請書の受付時と電話による聞き取りのみで対応させていただきましたが、技術と季節に合わせて自家用野菜を通年で作付したいとのことでした。

なお、別所区域における別段面積は20アールとなっております。

現地を確認しましたところ、管理された農地でした。

新井主席主幹 番号2について説明します。

譲受人、譲渡人、申請地、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、下吉田 字 兎田(うさぎだ) 畑 1筆 2,439㎡ 平成元年に売買で取得した土地になります。

案内図の2ページをご覧ください。申請地は釜の上交差点から東北東に約400mに位置しています。

譲渡し人は高齢となり、広い農地を耕作する事が難しくなり、自宅から離れているこの農地を耕作できる人に譲りたいと考えていました。

一方、譲受人は、新規に農業を行いたいと農地を探していたところ、譲渡し人から農地を譲ってもらえることになりました。現在、農地を所有していませんが今回取得する農地が2,439㎡であるため下吉田地内における下限面積要件20アールを上回ります。軽トラックと耕運機を所有しており、農地取得後は、しゃ

くし菜の栽培をおこなう予定だそうです。

申請地は譲受人の自宅から約1000m離れた場所にありますが、土地改良を行った農地であるため耕作条件は非常に良い場所であると考えられます。現地を確認すると一部耕作をしているものの大部分が管理農地となっております。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

9番（加藤委員） 番号1について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりで、譲渡人は行田市在住とのことですが、意欲のある人に譲ることはやむを得ないと判断します。3条申請なので担当の推進員さんの判断を尊重しご指導いただければと思います。

1区（吉川推進員） 概要は事務局が説明したとおりで、現地を確認したところ耕作もしてあり一部栗や果樹がありました。別段問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。

13番（彦久保委員） 番号2について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。事務局・推進員の3人で現地を確認しておりますが、土地改良内の土地で適正に管理されておりました。本人が耕作ができなくなったとのことと致し方ないことだと思います。

5区（齋藤推進員） 概要は事務局が説明したとおりです。事務局・委員の3人で現地を確認しておりますが、適正に保全管理されておりました。別段問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

2番（横田委員） 番号2について意見を申し上げます。杓子菜を耕作することですが、機械等は持っているのでしょうか？

新井主席主幹 軽トラック、耕運機を持っております。

2番（横田委員） 杓子菜の耕作時以外は保全管理していくのか？新規就農者という話だが、この農地でいかに作物を作っていくかが課題になるのかと思う。

1シーズンだけでこの農地を取得するのはどうかな？と思う。

新井主席主幹 軽トラック、耕運機を使って、杓子菜のみを耕作する計画とのことです。いずれにしても他にも仕事をもっているので専業ではありません。

2番（横田委員） 差支えなけれどどんな職業に就いているのか？

新井主席主幹 建設業です。

2番（横田委員） 売買で購入した土地が、まさかとは思いますが変わることなく耕作してほしい気持ちが強いので、担当地区の委員、推進員には監視をしてほしいと思います。

議長（糸会長） 他に質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第20号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申出のとおり、可決することに決しました。

議案第21号上程 農地法第4条の規定による許可申請について （3件）

議長（糸会長） 次に、議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田主事 番号1について説明します。

申請人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、伊古田 字 九反田 田 1筆 1794㎡で、平成19年に相続により取得した土地です。

案内図の 3ページをご覧ください。申請地は大田中学校から南西に約300m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地であります。

転用目的は農地改良の一時転用で、期間は6か月間です。

申請面積が1000㎡以上で、かつ工期が1か月を超え9か月以内のため、届出ではなく許可事案になります。

申請事由ですが、申請地は現在、現況が田となっておりますが、ここに土を盛り、田畑転換をすることで、畑として使用できるようにしたいとして申請されました。

工事計画書では、隣接道路面より約30cmの嵩上げを予定しています。

一時転用による新たな資金はかかりません。

また隣接農地所有者からの承諾書も添付されており、周囲の営農状況へ被害が生じることはないものと考えます。

農地改良後はキュウリ、ジャガイモ、トマト等を作付予定であり、また、農地として使用する旨の誓約書も添付されています。

現地を確認したところ、管理された農地になっておりました。

なお、当申請には不足書類がい苦つかあり、法定添付書類として求めている配置図等の書類が添付されていません。申請者に対して提出を求めたところ、「農家なので図面を書けない」とのことでした。

また、申請書では、工事は申請者本人がおこなうことになっておりますが、それを証明できる書類も不足しており、実際におこなえるのかどうか、書面上では確認できていません。

高野参与 次に番号4について説明いたします。

申請者、施設の概要等は、議案書記載のとおりです。

案内図の4ページをご覧ください。

申請地は、上影森 字 下原 畑 1筆 383平方メートルで、影森福祉交流センターの北90メートル付近に位置し、立地の基準につきましては市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅敷地の拡張です。

申請事由ですが、本年2月、申請地南側隣接地の一時転用申請に際し、当該申請地が農地転用の許可を受けないまま、自宅への進入路及び駐車場などとして使用していたことが判明いたしました。

申請人は、申請地の東側に隣接して住居があり、既に住宅敷地の一部として使用し、農地に戻すことは難しいため、是正したいとして始末書添付のうえ申請されたものです。

転用にあたり現状に変わりはなく、隣接の農地につきましても、この後議案第22号、5条番号3で転用を申請された一筆のみであることから問題は無いと思われれます。

現地を確認しましたところ、庭及び車庫等が設置されていました。

上林事務局長 次に、番号4について説明をいたします。

申請者、申請地、施設の概要については、議案書記載のとおりです。なお、昭和62年に相続により取得した土地です。

案内図の5ページをご覧ください。申請地は、蒔田字一渡 畑 460㎡ 国指定重要文化財 内田家住宅「以下、内田家住宅と省略させていただきます。」に隣接している申請者の自己所有地でございます。

申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内の農地

でしたが、令和元年7月31日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

次に、転用の目的ですが、内田家住宅の専用駐車場でございます。

申請事由ですが、内田家住宅につきましては、平成28年度まで4か年で実施した解体修理工事によって文化財が整備されたことにより、恒常的に多くの見学者が訪れております。

現在、専用の駐車場がないため、訪れた見学者は隣接する市道の路肩に駐車をせざるを得ないことに加え、市道自体も道幅が狭く、事故発生等の危険性が極めて高い状況であることから、利便性及び安全性を考慮し、止むなく申請地を駐車場として使用していたとのことです。

なお、転用許可を受けないまま、平成31年1月1日から内田家住宅の専用駐車場として使用していたこと、また、今後も引き続き駐車場として使用していきたいとして、始末書添付の上申請されました。

隣接地は市道と自己所有地のみで周辺の営農条件に悪影響を与えることはないものと思われまます。以上でございます。

議長（条会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

6番（石橋委員） 番号1について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。ここは土地改良地内の土地ですが、土を入れ田から畑にして野菜を耕作したいとのことでございます。申請時に申請書類が不足しているとのことなのでご検討をいただきますようお願いいたします。

9番（加藤委員） 番号3について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。現況に併せて庭と自己用の駐車場として使用したいという、是正のための申請とのことで、やむを得ないことと思います。ご審議よろしく願います。

8番（豊田委員） 番号4について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。4月16日事務局と現地確認しました。管理状態もよく現況のまま駐車場として使用したいということですので、やむを得ないことと思います。ご審議よろしく願います。

議長（条会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺い

ます。

議長（衆会長） それでは番号3と4について質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（衆会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第21号のうち1番を除く案件について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（衆会長） 全員賛成であります。よって、議案第21号のうち1番を除く案件については、申請のとおり、許可することに決しました。

議長（衆会長） 次に議案第21号のうち番号1について質疑又は意見はありませんか。

（休憩）

議長（衆会長） 議案第21号 番号1につきましては、書類の不備があるとのことございますので、書類等が整備されたうえで総会で再審議することによるのでしょうか。

（「異議無し」という人あり）

議長（衆会長） それでは、議案第21号のうち番号1の案件について採決いたします。これについて、許可申請書に不備が確認できたことから、許可申請書が整備された上で、許可を相当とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（衆会長） 次に、これについて採決を保留とし、許可申請書が整備された上で、次の総会で採決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（衆会長） よって、議案第21号のうち番号1の案件については、採決を保留とし、許可申請書の整備された上で、次の総会で採決することに決しました。

議案第22号上程 農地法第5条の規定による許可申請について（11件）

議長（衆会長） 次に、議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

岩田主事 私からは番号1から2について説明します。

まず、番号1についてですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は桜木町 畑 1筆 246㎡で、平成10年に相続により取得しています。

案内図の 6ページをご覧ください。申請地は秩父市立病院から北東に約200m離れた場所にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。

転用目的は自己用住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在、病気のため秩父市立病院に通院しておりますが、歩いて通える場所を探していたところ、譲渡人より当土地を譲り受ける話がまとまったため、ここに自己用住宅を建築して転居したいとして申請されました。

なお、現在居住している住まいについては売却する予定とのことです。

申請にあたりましては、隣接する宅地51.25㎡と一体利用する計画になっており、住宅敷地に供する合計敷地面積は297.25㎡となります。

資金調達計画も整っております。また、隣接に譲渡人名義以外の農地はなく、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

現地を確認しましたところ、案内図上に見える建物は既に解体されており、保全管理状態となっております。

続きまして、番号2についてですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は中宮地町 畑 1筆 248㎡で、平成17年に相続により取得しています。

案内図の 7ページをご覧ください。申請地は聖地公園の交差点から北東に約140m離れた場所にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。

転用目的は自己用住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在、家族で借家住まいをしておりますが、日常生活を送る上でも手狭となっております。この度、譲渡人との間に小学校等にも近い当申請地を譲り受ける話がまとまり、ここに自己用住宅を建築したいとして申請されました。

資金調達計画も整っています。また、隣接に耕作農地はなく、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

現地を確認しましたところ、良く管理された農地になっておりました。

高野参与 私からは番号3から番号6について説明いたします。

はじめに、番号3ですが、譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議

案書記載のとおりです。

案内図の4ページをご覧ください。

申請地は、上影森 字 下原 畑 1筆 1,722平方メートルで、影森福祉交流センターの北130メートル付近に位置し、昭和55年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、集合住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は長期安定収入のためアパートの賃貸経営を計画しており、市街近郊で学校等の公共施設への利便性が良く、生活環境の整った当申請地に集合住宅を建築したいとして申請されました。

事業計画、資金計画等も整っており、隣接農地は本日の議案第21号4条番号3で申請された一筆のみであることから、周辺農地への影響を含め問題は無いと思われま

す。現地を確認しましたところ、果樹が植栽されている農地でした。

次に、番号4について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の8ページをご覧ください。

申請地は、下影森 字 丙下原 畑 1筆 42平方メートルで、秩父二中の西南西550メートル付近に位置し、平成6年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、住宅敷地の拡張です。

申請事由ですが、譲受人は、令和2年1月に転用許可を受けた自己用住宅の建築中ですが、進入路の一部が想定していた以上に狭小であったことから、安全確保のため敷地の拡張を図りたいとして申請されました。

内容としては、進入路の一部が幅員2メートルとなっていた個所を4メートルに変更するものです。

隣接農地は譲渡人のみで、また、造成費も当初の建築費に含まれるため計画上問題は無いと思われま

す。現地を確認しましたところ、保全管理の農地でした。

次に、番号5について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の 9 ページをご覧ください。

申請地は、下影森 字 植木 畑 1 筆 150 平方メートルで、秩父病院の南西 130 メートル付近に位置し、平成 22 年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の農地として、第 2 種農地と判断いたしました。

転用目的は、鉄塔用地です。

申請事由ですが、譲受人は影森地内に事業所を有し、久那地内にある発電所から電力の供給を受け操業しておりますが、送電網の一部である鉄塔の老朽化及び近隣建物の高層化による高さ不足を補うため、鉄塔の立替用地として申請されました。

事業計画、資金計画等も整っており、隣接農地は譲渡人のみで、周辺農地への影響を含め問題は無いと思われまます。

現地を確認しましたところ、不耕作地となっていました。

次に、番号 6 について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の 10 ページをご覧ください。

申請地は、下影森 字 押堀 畑 1 筆 10 平方メートルで、秩父二中の南南西 300 メートル付近に位置し、平成 18 年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第 3 種農地と判断いたしました。

転用目的は、進入路用地です。

申請事由ですが、申請地は市の位置指定道路の延長部分にあり、平成 10 年頃より進入路の一部として利用されてきましたが、農地転用の許可を受けていない農地であることが判明しました。

しかし、日常の生活道路の一部となっていることから農地に戻すことは難しく、始末書添付のうえ申請されたものです。

事業計画では、譲受人が経営する会社の車両が通行することから、譲渡人から持分を取得し、互いに利用するとしています。

なお、転用にあって現状に変わりはなく、周辺への影響は無いと思われまます。

現地を確認しましたところ、進入路の一部として利用されていました。

小嶋主席主幹 私からは、番号 7 から 11 まで説明いたします。

番号 7 及び 8 については関連がありますので一括して説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等については、議案書記載のとおり

です。

申請地は、番号7は大野原字築瀬（ちくせ）・畑・1筆・333平方メートル、番号8は同じく・畑・1筆・965平方メートルで、どちらも昭和20年に家督相続より取得した土地です。

案内図の11ページをご覧ください。

申請地は、番号1は大野原駅の北1，100メートル付近、番号2は同駅の北北西約1，300メートル付近にあり、どちらも立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は番号7及び8とも資材置場用地です。

申請事由ですが、譲受人は秩父市大野原に本社を置く、土木建築資材等の販売、土木、舗装建設並びに電気工事の設計施工をおこなう法人であり、現在所有している資材等の置き場が不足となっていたところ、本社にも近い当申請地について地権者より承諾が得られたため、ここを資材置場として利用したいとして申請されました。

計画では、番号7については隣接する既存資材置場と併せて使用する予定になっております。果樹木を伐採し整地したのち、一体利用することで敷地内にあった高低差の傾斜地の障害を解消でき、車両の移動や作業の安全が改善され作業効率が上がるということです。ストック資材としては、主に電柱・照明灯・砕石・砂利を予定しているということです。こちらの資材置場については、本社と申請地との距離は約120m程の距離にあります。

番号8についても、事業拡大から資材置場の確保を図りたいため、申請地に隣接する既存の資材置場2筆と併せて使用したいということです。既存の資材置場が袋地であり、進入路については公道から申請地までの私有地を利用したいということです。進入路に使用する6筆の所有者からの使用等承諾書の提出も受けております。ストック資材としては、コンクリートブロックを予定しているということです。こちらの資材については、本社と申請地との距離は約350m程の距離にあります。

資金計画は整っており、整地等の工事については譲受人が自社で行うため資金は発生しないということです。

隣接農地所有者からは転用に関する承諾書も添付されておりますので、周辺農地への影響を含め問題は無いと思われれます。

現地を確認しましたところ、7番については果樹木が栽培されており、8番に

については不耕作地でしたが草刈り等の管理はされておりました。

つづきまして、番号9について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、大野原字下小川（しもおがわ）・畑・1筆・375平方メートルで、平成25年に相続より取得した土地です。

案内図の12ページをご覧ください。

申請地は、和銅黒谷駅の南南東約1,000メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが建売住宅用地です。

譲受人は、市内影森に本店を置き、不動産業を主な目的としている法人です。

申請地は、建売住宅の建築用地として本申請地を譲っていただける話がまとまり、申請地の隣接地については、令和元年12月に農地法の許可を得、現在、建売住宅販売のため工事を開始されており、その中で建設予定の位置指定道路と接続させて一体利用することにより、ここに2棟分の建売住宅を構築し販売したいとして転用申請されました。

資金調達計画も整っており、また、申請地の隣接農地所有者から転用申請することの承諾書も添付されており、周辺の営農への配慮はなされているものと思われれます。

現地を確認したところ、申請地は不耕作状態でしたが、草刈り等の管理はされておりました。

つづきまして、番号10について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、山田字桑原沢（くわばらさわ）・畑・3筆・1245.61平方メートルで、平成27年に相続より取得した土地です。

案内図の13ページをご覧ください。

申請地は、高篠中学校の北東約420メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが建売住宅用地です。

譲受人は、市内東町に本店を置き、不動産業を主な目的としている法人です。

申請地は、市道に面した静かな住宅地に囲まれ、学校にも近く、住宅地として適した状況であり、建売住宅の建築用地として本申請地を譲っていただける話がまとまったため、ここに6棟分の建売住宅を構築し販売したいとして転用申請されました。

また本申請地は、平成22年4月頃から農地法の許可を得ないまま一部を駐車場として利用していたとのことから、譲渡人より始末書が添付されております。

資金調達計画も整っており、また、申請地の隣接農地所有者から転用申請することの承諾書も添付されており、周辺の営農への配慮はなされているものと思われれます。

現地を確認したところ、申請地は一部が駐車場となっており、その外は不耕作でしたが、保全管理されている状態でした。

つきまして、番号11について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、山田字辻原（つじはら）・畑・1筆・225平方メートルで、平成20年に相続より取得した土地です。

案内図の14ページをご覧ください。

申請地は、高篠中学校の北北西約250メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが自己用住宅用地です。

譲受人は現在、家族と共に集合住宅にて生活しておりますが、手狭になってきたため、自己住宅の建築を計画していたところ、申請地の存在を知り、このたび転用申請されました。

資金調達計画は整っており、また、申請地の隣接に農地は無く、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われれます。

現地を確認したところ、申請地は不耕作地でした。

以上でございます。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。つきまして、担当委員の意見を伺います。

9番（加藤委員） 議案第22号 番号1・2について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりで、申請地周辺は宅地化が進んでいること、散集農地であること、また申請事由のとおりであることから、止むを得ないと判断し

ます。番号3については、概要は事務局が説明したとおりで、周辺地には病院があり、老人福祉施設等が現在建設中であります。集合住宅の建設ということですが、譲受人、譲渡人、共に合意したとのことで必要書類等も整っていることから止むを得ないと判断しました。よろしくご審議のほどお願いします。

1 1 番（豊田委員） 番号4～6番について意見を申し上げます。

いずれも事務局から説明のあったとおりです。番号4については、幅員2mから4mに拡幅するものです。番号5については鉄塔の老朽化等に伴うことなので止むを得ないと判断しました。番号6についてはすでに進入道として使用していたとのことです。いずれにしても3案については問題はないものと判断しました。

3 番（高橋委員） 番号7ですが、概要は事務局が説明したとおりでございます。

今後は資材置き場として活用していくとのことです。番号8ですが、概要は事務局が説明したとおりでございます。資材置き場として活用していくとのことです。現地を確認しますと午前中は日当たりが良いと感じますが、午後は西側が山林になっていることから陰地となり仕方がないと判断しました。従いまして番号7・8については、止むを得ないと判断しました。

続いて番号9ですが、概要は事務局が説明したとおりでございます。現地は大変荒れておりました。営農はできないような状況でありました。以上3議案よろしくご審議に程お願いします。

7 番（新田委員） 番号10・11番について意見を申し上げます。

まず番号10番ですが、概要は事務局が説明したとおりでございます。現在は保全管理状態であります。一部野菜等が作られた後はありますが、この場所は山田地区でも管理しやすい畑とみているが後継者がいない等のことから止むを得ないと判断をいたしました。番号11についても、概要は事務局が説明したとおりでございます。保全管理地でありますが、周りをブロックで囲まれ住宅用地化されていることから止むを得ないと判断しました。よろしくご審議に程お願いします。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

2 番（横田委員） 7番・8番ですが、資材置き場ということですが、電柱や照明灯を置くということですが、照明灯の種類はどんなものなのか？

小嶋主席主幹 照明灯の種類のなものはそこまで確認できておりません。

2番（横田委員） 野菜等には水銀灯りが良くないのでそういうものが置かれなければ良いと思いました。

議長（糸会長） 他に質疑又は意見はありませんか。

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第22号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第23号上程 農用地利用配分計画の意見について （1件）

議長（糸会長） 次に、議案第23号 農用地利用配分計画の意見についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

新井主席主幹 本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、令和2年4月10日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。

意見事項については、農地の全てを効率的に利用して、耕作等の事業を行う見込みであるか、周辺の農地利用に悪影響を及ぼすか、必要な農作業に常時従事する見込みであるか、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行う見込みであるか、受け手希望者への農用地の貸付の適否などに対し、判断をお願いするものです。

計画の内容を申し上げます。

案内図の2ページをご覧ください。

この配分計画に掲げられている下吉田 字 兎田 2筆、1,679平方メートルにつきましては、令和2年第2回総会、議案第12号において農用地利用集積計画を決定していただいたもので、埼玉県が農地中間管理機構に指定している、公益社団法人 埼玉県農林公社が借受けを希望する者を募集した結果、申し出のあった担い手へ配分する計画です。

この計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。

なお、借受人は、本申請地においてワイン用のブドウ栽培に取り組む予定です。

以上でございます。

議長（衆会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

1番（新井委員） 番号1について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。先月の農用地利用集積計画で決したとおりですので、特に問題ないと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

5区（番場推進委員） 番号1については、概要は事務局並びに農業委員が説明したとおりです。周りも同借受人が使用していることで効率の良い活用ができると思います。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（衆会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（衆会長） 質疑又は意見はありますか。

（「無し」という人あり）

議長（衆会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第23号について農用地配分計画に対する意見はない旨を市長に答申することに、ご意義はございませんか。

（挙手する人あり）

議長（衆会長） 異議なしと認めます。よって、本案は、そのように決しました。

日程第7 閉 議 ・ 閉 会

議長（衆会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして、秩父市農業委員会 令和2年第4回定例総会を閉会いたします。